

# 岐阜県公報

## 目次 規則

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則

(薬務水道課)

ページ  
一

## 規則

号外 (一) 平成二十二年 十月 五日

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十号

岐阜県薬事法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県薬事法施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十五年法律第四百五号」の下に、「以下「法」という。」を加える。

第三条中「試験」という。）を「試験」という。）に「に」を改める。

第四条第一項中「交付を受けた」を「合格証の交付を受けた者は」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

（配置従事者身分証明書の書換え交付）

第六条 配置販売業者又はその配置員（以下「配置従事者」という。）は、法第三十三条第一項の規定により交付を受けた配置従事者の身分証明書（以下「身分証明書」という。）の記載事項に変更を生じたときは、別記第四号様式による申請書に当該身分証明書及びその者の写真の写真を添えて知事に身分証明書の書換え交付を申請することができる。

（配置従事者身分証明書の再交付）

第七条 配置従事者は、身分証明書を破り、汚し、又は失ったときは、別記第五号様式による申請書にその者の写真の写真を添えて知事に身分証明書の再交付を申請することができる。この場合において、破り、又は汚した身分証明書があるときは、申請書に当該身分証明書を添えて提出しなければならない。

岐阜県公報 号外 毎週 ( 火曜日 ) 発行 ( 休日 に 当 たる ときは 翌 日 )

平成二十二年十月五日

2 身分証明書の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後、失った身分証明書を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければなりません。

「別記第 1 号様式」の「受験資格区分」(該当する数字に印を付けてください。))を「受験資格区分」に、「3 氏名は、自署によること。」と「3 氏名は、自署によること。」と記入しなさい。

別記第 3 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 4 号様式 (第 6 条関係)

配置従事者身分証明書書換え交付申請書

配置従事者身分証明書番号			
配置従事者身分証明書交付年月日			
配置販売業者	氏名		
	住所		
変更内容	許可番号及び年月日	変更前	変更後
	変更年月日		
備考			

上記により、配置従事者身分証明書の書換え交付を申請します。

年 月 日

住所

氏名

岐阜県知事 様

年 月 日生

印

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 黒インク又は黒ボールドペン等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 氏名は、記名押印又は自署のいづれかによること。

第 5 号 様 式 ( 第 7 条 関 係 )

配 置 従 事 者 身 分 証 明 書 再 交 付 申 請 書

配 置 従 事 者 身 分 証 明 書 再 交 付	番 号	
配 置 従 事 者 身 分 証 明 書 再 交 付	年 月 日	
配 置 販 売 業 者	氏 名	
	住 所	
再 交 付 申 請 の 理 由	許 可 番 号	
	及 び 年 月 日	
備 考		

上 記 に よ り、配 置 従 事 者 身 分 証 明 書 の 再 交 付 を 申 請 し ま す。

年 月 日

住 所

氏 名

岐 阜 県 知 事 様

年 月 日 生

印

( 注 意 )

- 1 用 紙 の 大 き さ は、日 本 工 業 規 格 A 4 と す る こ と。
- 2 黒 イ ン ク 又 は 黒 ボ ー ル ペ ン 等 を 用 い、楷 書 で は つ き り と 書 く こ と。
- 3 氏 名 は、記 名 押 印 又 は 自 署 の い ず れ か に よ る こ と。

販 売 所  
岐 阜 県 公 報 の 日 本 郵 政 行 政 局

平成二十二年十月五日発行

発行者

岐阜県  
岐阜市数田南一丁目一番一  
号  
庁 県

編集

各務原市テクノプラザ  
ー  
ブイ・アール・テクノセンター